

# カンボジア会社設立マニュアル

2021年2月（改訂版）

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)  
プノンペン事務所

ビジネス展開・人材支援部  
ビジネス展開支援課

## 本報告書の利用についての注意・免責事項

本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）プノンペン事務所が、弁護士法人One Asia(<https://oneasia.legal/>) に作成委託し、2021年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本資料はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

- ・ジェトロおよび委託先は、本資料の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび委託先が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。
- ・本資料は、カンボジア王国政府当局の見解や実務、労働仲裁裁定などにも基づいていますが、これら（通常書面で発表されることはありません）は予告なく変更される場合がありますので、実際の手続や法解釈等が異なる場合がございます。
- ・本資料はカンボジア法に基づいて作成されており、諸外国の法律に準拠した内容ではありません。
- ・本資料はジェトロ・プノンペン事務所宛てに特化し作成された文書であり、利益目的での第三者への転用、流用などを禁じます。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部 ビジネス展開支援課  
E-mail: [BDA@jetro.go.jp](mailto:BDA@jetro.go.jp)

ジェトロ・プノンペン事務所  
E-mail: [CPH@jetro.go.jp](mailto:CPH@jetro.go.jp)

**JETRO**

# 改訂版の作成にあたって

2020年6月から、カンボジアにおける商業登録手続は、新たな手続で行われることとなりました。本マニュアルは、この変更を受け、2020年3月版から、第1章第2節および第2章を全面的に改訂しています。

新制度下での実務はまだ十分に安定しているといえません。カンボジアにおいて、実際に法人設立などを検討・実施される際には、最新の情報をご確認ください。

## 目次

### 第1章 進出に関する実務概要

第1節 投資・進出形態の概要.....	4
第2節 進出法務概要.....	6
第3節 外資規制 .....	9
第4節 会社法制概要.....	10
第5節 進出形態の選択.....	16

### 第2章 拠点の設立に関する実務概要

第1節 新制度における設立手続概要 .....	23
第2節 商業省における手続関係事項 .....	31
第3節 租税総局における手続関係事項 .....	33
第4節 労働省における手続関係事項 .....	37

# 第1章 進出に関する実務概要

## 第1節 投資・進出形態の概要

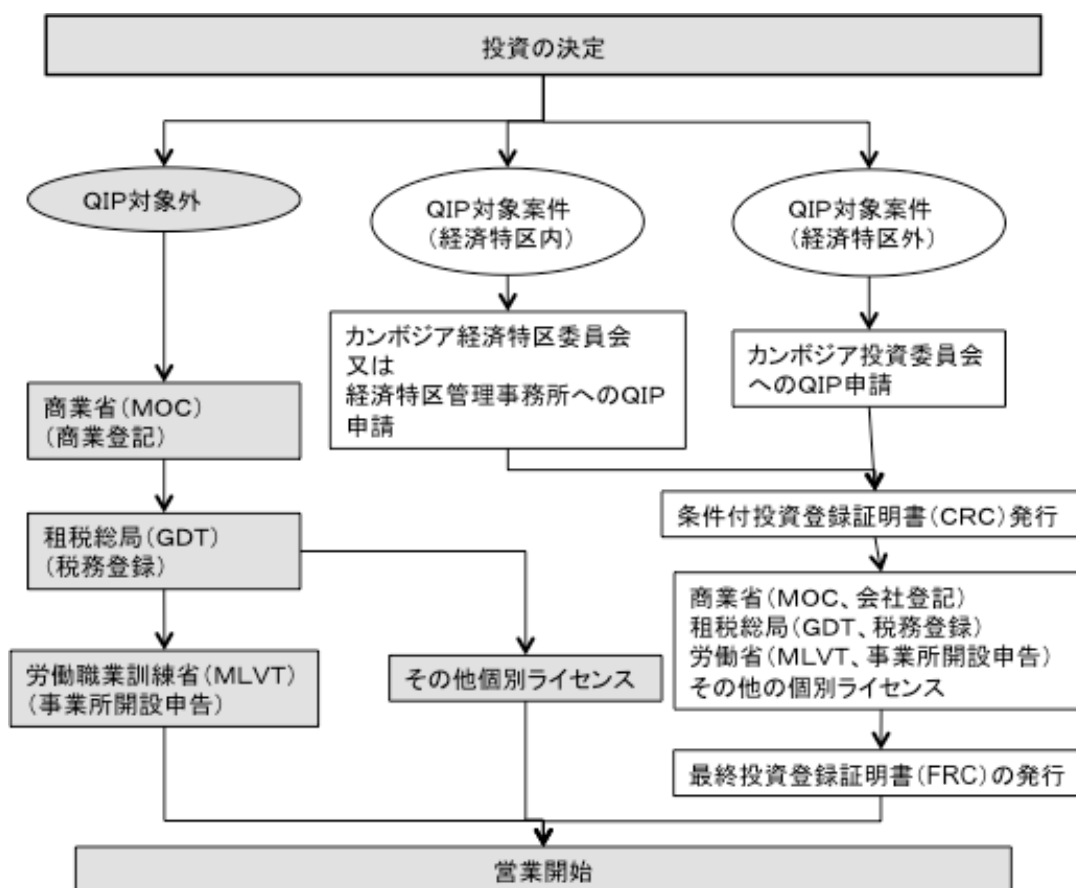
### 1 適格投資案件該当性

カンボジアへの進出には、適格投資案件に関し、以下の3つの方法が存在します。

①経済特区（Special Economic Zone: SEZ）内で実施される適格投資案件（Qualified Investment Project: QIP）、②それ以外の場所で実施されるQIP、③QIP対象外の通常の投資案件、これら3つの種類により所轄の審査機関が異なります。

それぞれの投資の流れは下表の通りです。本マニュアルでは、主に、③のQIP対象外の通常の投資について説明しています。①、②のQIPに関する詳細や手続の流れについては、カンボジア開発評議会発行の「カンボジア投資ガイド（2013年）<sup>1</sup>」をご参照下さい。

[図表1 投資申請手続のフロー]



<sup>1</sup> カンボジア開発評議会ウェブサイト (<http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja>) から入手可能。ただし、QIPについても、新商業登録制度の導入を機に申請方法などが一部変更されています。また、2021年中に投資法の全面改正が予定されており、これにより諸要件や手続の変更が予想されます。

## 2 進出形態の選択

外国企業によるカンボジアへの主たる進出形態としては、駐在員事務所、支店、現地法人の3つがあります（詳細は第5節参照）。

駐在員事務所は、外国企業の業務関連の連絡、情報収集を目的として設置される拠点で、カンボジア国内において、商品販売・サービス提供などの事業活動を行うことはできません。

支店および現地法人は、カンボジア国内で広く事業活動を行うことができます。支店と現地法人の相違は、独立した法人格の有無です。すなわち、支店とは、カンボジア国内における外国企業の支店ですが、本店である外国企業と独立した法人格を有していません。これに対して、現地法人とは、カンボジアにおいて設立される会社であって、外国企業から独立した法人格を有します。

## 第2節 進出法務概要

### 1 関係法令

外国企業によるカンボジアにおける拠点設立に際しては、以下の法令等に準拠しながら、進出形態や進出計画を検討する必要があります。

- ・ 「投資法 (Law on Investment、1994年8月公布) 」
- ・ 「改正投資法 (Law on the Amendment to the Law on Investment、2003年3月公布) 」
- ・ 「改正投資法施行に関する政令 111号 (Sub-Decree No.111 ANK/BK on the implementation of the Amendment to the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia)」
- ・ 「商業規則と商業登記に関する法律 (Law on Commercial Rules and Commercial Register) 」
- ・ 「商業規則と商業登記に関する改正法 (Law on the Amendment of the Law on Commercial Rules and Commercial Register) 」
- ・ 「カンボジア会社法 (Law on Commercial Enterprise) 」
- ・ その他関連政令 (Sub-decree)、省令 (Prakas) など

### 2 新商業登録制度の導入

2020年6月、カンボジアにおける商業登録手続 (Business Registration) について、大きな変更がありました。

従来、法人設立などの新規商業登録に際しては、①商業省 (Ministry of Commerce) での登録完了後、②租税総局 (General Department of Taxation) での税務登録、その後③労働省 (Ministry of Labor and Vocational Training) での事業所開設の申告を行う流れとなっていました。これら手続は、それぞれの当局に対する手続を順次行う必要があり、必要書類なども煩雑で、全体で3か月～4か月程度を要することが通常でした。こうした状況は、国内における商業登録や外資による直接投資のインセンティブを削ぐものとして課題になっていました。

そこで、カンボジア政府は、手続の簡易化・必要期間の短縮を目的とし、商業登録手続のためのワンストップのオンラインプラットフォームを作成、2020年6月10日付け政令84号 (Sub-Decree No. 84 on the New Online Business Registration Procedures) により施行されました。

この新プラットフォームでの手続では、商業省・租税総局・労働省に対する各手続を合わせて、オンラインでの一回での申請で足りることとなります。同省令によると、提出書類に不備などがなければ、申請後、8営業日以内に登録が完了するとされています。導入後の実務において、現実には15営業日程度を要するケースが多いようですが、同プラットフォームの導入前に比べると状況は劇的に改善されたと言えます。また、オンライン申請のみで設立可能であることから、設立手続時に設立拠点の代表者がカンボジアを訪問する必要も必ずしもなくなりました。

もっとも、①特に租税総局において、新制度での登録完了後に追加で従前同様の手続を求めるなど、新プラットフォーム導入の効果を大きく減殺するような運用を企図する動きがある、②登

録事項を後に変更する場合（現地法人の取締役の交代など）については新プラットフォームは対応しておらず、従前どおりの時間を要する手続が必要であるなど、課題も多く残されています。

新商業登録制度の詳細や現時点の実務上の運用等については、第2章をご確認ください。

### 3 許認可・ライセンス

業種・業態によっては、監督省庁において個別の許認可を取得する必要があります。基本的に、個別の許認可取得が必要な業種・業態の判断基準および手続等は各省庁発行の省令、通達等において定められています。

許認可の一部について、当該目的を含んだ法人を設立するためには、商業登録より先にライセンスを取得しておく必要があります（金融機関、保険、医療、石油・ガス、通信など）。他方、工場、農業、飲食店、旅行代理店などの許認可は、法人設立後の取得で足りるとされています。

もっとも、法令と実務との間で乖離が見られることは稀でなく、各種許認可取得の際には、所管省庁もしくは外部専門家などに問い合わせることをお勧めします。

<参考 個別の許認可取得が必要な業種（一部）>

業種	監督省庁	備考
飲食店	観光省	衛生証明書、消防・消火証明書が必要
ホテル・ゲストハウス	観光省	消防・消火証明書が必要
旅行代理店	観光省	保証金の支払いが必要
不動産サービス業	経済財政省	無犯罪証明書の提出が必要
保険代理店/ブローカー業	経済財政省	無犯罪証明書の提出が必要
通関業	関税・消費税総局	通関に関する専門家が必要
運送業	公共事業運輸省	トラックについても登録が必要
診療所、病院	保健省	代表者は要カンボジア国籍
実習生の海外送出事業	労働省	51%以上の株主兼代表者は要カンボジア国籍。保証金の支払いが必要
教育機関	教育・青少年・スポーツ省	審査あり

#### 【実務上の留意点1】 許認可の取得主体に関する留意点

個別の許認可取得の難易度は、業種によって異なります。申請手続については、年々、複雑化する傾向にあります。

取得要件や申請費用等は、法律、省令等において個別具体的に定められていますが、一般的に要件は十分に明確でなく、許認可の取得主体（法人である必要があるのか、支店でもよいのか、個人でも取得可能なのか等）について明確な記載がない場合も存在します。

支店開設後、支店には認められないという理由で、あるライセンスの発行が認められなかったケースも実際に生じています。事前に十分な確認が必要となりますので、できる限り外部専門家に照会されることをお勧めします。



### 第3節 外資規制

カンボジアの外国投資関連法制度は、外国投資を奨励するように設計されています。

外国法人は土地所有等を除き、基本的に内国法人と差別なく扱われており、多くの分野で自由に投資することが可能です(改正投資法8条)。

ここで、「ネガティブリスト」について簡単に触れます。アセアン他国においてネガティブリストと呼ばれるものには、基本的に外国資本の投資が禁止される業種がまとめられており、当該リストに記載されていない業種については、外資企業は自由に投資ができると考えられています。この方式はタイ、ベトナム、ラオス、インドネシア等の多くのアセアン諸国で利用されています。

これに対して、カンボジアにもネガティブリストと呼ばれるものがありますが、QIPの対象としない案件を意味しているに過ぎません（「改正投資法施行のための政令11号」別紙）。そもそも外資企業による参入が認められないという意味で使用されているアセアン他国のネガティブリストとは異なり、外資参入を許さないものではないので、ご注意ください。

#### [投資禁止分野]

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>a. 向精神薬および麻薬物質の生産・加工</li><li>b. 国際規則または世界保健機構により禁じられた有害性化学物質、農薬・農業用殺虫剤および化学物質を使用したその他の商品で、公衆衛生および環境に影響を及ぼすものの製造</li><li>c. 外国から輸入した廃棄物を使用した電力の加工および発電</li><li>d. 森林法により禁じられる森林開発事業</li></ul> |
|--|

出典：「カンボジア投資ガイドブック」カンボジア開発評議会、2013

#### [実務上の留意点2] 省令、実務上の外資規制に要注意

カンボジアにおいても、一部、外資規制の対象となる業種が確認されています。

例えば、2013年に発行された労働省令第47号では、カンボジア人実習生の送出事業については外国人の持株比率は49%まででなければならないと規定されており、投資禁止分野やネガティブリストに記載されていない業種でも規制がなされているケースがあります。

また、その他実務上、外資の参入が実質的に規制されている分野もあり、進出の際には注意が必要です。さらに、現時点においては自由に投資ができたとしても、急に外資制限が課される可能性もあり得ますので、進出前に法規制および進出展開後の法規制をしっかりとチェックされることが肝要です。

## 第4節 会社法制概要

カンボジアにおける株式や機関については、「会社法（Law on Commercial Enterprise、2005年6月公布）」で主に規定されています。

### 1 外国企業に関する会社法の適用範囲

#### (1) 適用範囲

カンボジア会社法 273 条によれば、カンボジア王国内で事業活動（商行為）を行う（英語：Doing Business、クメール語：[ ]）外国企業は、カンボジア商業登記法に従い、商業登録を行わなければならないと規定されています。

#### (2) 「事業活動」の意義

上記の通り、外国企業は、事業活動（商行為）を行っている限り、商業登録を行う必要があります。ここにおける商行為（「Doing Business」、[ ]）の意義は、会社法272条において次のように定義されます。

外国企業が、

ア 1ヶ月以上、製造、加工または役務提供のために事務所またはその他の場所を賃借する場合、

イ 1ヶ月以上、自己のために他人を雇用する場合、もしくは、

ウ カンボジア王国の法律によって外国人または外国法人に認められた業務を行う場合

従って、上記の3要件のいずれかに該当する場合、カンボジアにおいて商業登録を行う必要があります。

(3) 商業登録の形態としては、主として、駐在員事務所、支店、現地法人がありますが、以下では、このうち主に現地法人に適用のある会社法制度について説明します。

### 2 株式

#### (1) 株式の種類

会社法は 143 条以下で株式について規定しています。

カンボジア会社法上、株式は額面株式であり、会社はその券面額以下で株式を発行することはできません。

また、会社は、種類株式を発行することができ、各種類株式に付される権利、特権、制限または条件を定めることができます。株式の種類としては、強制転換条項付株式、転換予約権付株式、償還株式、残余財産に対する優先権付株式、譲渡制限株式などが認められています（会社法 145 条）。

定款に種類株式に関する規定がない場合、発行株式は 1 種類とみなされ、すべての株式は同じ権利を有するものとされます（会社法 144 条）。

## (2) 株式の譲渡

株式は会社法および定款によって定められた制限に従って、譲渡することができます。定款で定めることにより、株式に譲渡制限を付することが可能です（会社法 93 条）。もっとも、実務上、私的有限責任会社においては譲渡制限が付されていることが通常であり、いずれであれ株主は定款変更事由になるため、全株主の同意が必要となります（後述 [実務上の留意点 3] 参照）。

## (3) 増資・減資

定款または社内規則に定めがある場合、取締役は、当該定款または社内規則の定めに従い、自らが決定した時期に、自らが決定した者に対して株式を発行することができます（会社法 146 条）。しかしながら、実務上、当該定款の定めは上場会社などを除き認められておらず、新株の発行も全株主の同意が必要となる運用がされています。

他方、会社は、株主総会特別決議によって資本金額を減少させることができます。ただし、会社が、会社財産の払戻後に会社が支払不能に陥る状況または会社財産の換価価値が合計債務額を下回る状況にあると信ずるに足りる事情がある場合には、原則として減資を行うことができません（会社法 150 条）。

## (4) 自己株式の取得

会社は、定款の規定に基づいて、自己株式の取得、株式の償還を行うことができます（会社法 155 条）。

## (5) 株券の発行

会社法上、各株主は株券を取得する資格を有する旨規定されています（会社法 153 条）。株券面には、会社名、発行を受けた者の氏名、株式の種類、株券番号等を記載する必要があります。

ただし、実務上は、ほぼ株券は発行されていないものと考えられます。

# 3 機関

会社法には次の会社における機関が定められています。

## (1) 株主総会

### ア 開催場所

株主総会は、定款または規則が定めた場所、もしくは取締役会が決定したカンボジア国内の場所において開催する必要があります。ただし、議決権を有するすべての株主が同意する場合には、株主総会はカンボジア国外で開催することも可能です（会社法 205 条）。

#### イ 開催時期

設立時取締役は、会社設立後 1 年以内に株主総会を開催することが義務付けられています（会社法 117 条、206 条）。

また、1 年に 1 度、決算報告を行うための定時株主総会を開催する必要があります（会社法 224 条等参照）。

取締役はいつでも臨時株主総会を招集することができます（会社法 206 条）。また、株主については、51%以上の議決権を有していれば、取締役に株主総会の開催を求めることができます（会社法 207 条）。

#### ウ 決議方法

定款に別段の規定がある場合を除き、株主総会の定足数は、議決権を行使できる株式を保有する株主またはその代理人の議決権の過半数を超えることが条件となります（会社法 217 条）。

#### エ 普通決議と特別決議

カンボジア会社法上、株主総会決議には、①普通決議と②特別決議が存在します。

普通決議とは、議決権を行使した株主の過半数をもってする決議をいい（会社法 88 条）、特別決議とは、議決権を行使した株主の 3 分の 2 以上をもってする、または、議決権を有する全株主による署名をもってする決議をいいます（同条）。

[図表 2 普通決議および特別決議に関するまとめ]

	普通決議	特別決議
決議事項	取締役の選任（118 条） 取締役の報酬決定（119 条） 監査役の選任および報酬の決定（229 条、231 条） 監査役の解任（232 条）	資本金の変更（150 条） 合併（245 条） 解散、会社清算（252 条） 定款変更、会社の商号、目的、事務所住所および配当の変更（236 条、238 条）
定足数 (217 条)	議決権を行使することができる株主（またはその代理人）の議決権が過半数を超えること  例外：定款で別途定めることが可能	規定なし  (解釈上、普通決議の定足数の規定を準用)
議決	行使された議決権の過半数	行使された議決権の 3 分の 2 以上

(218 条)		
---------	--	--

### [実務上の留意点 3] 合併会社設立に関する留意点

上記の通り解散や定款変更に際しては、法律上、特別決議事項とされています。

しかしながら、定款変更や解散手続の開始など、商業登録に際しては、議決権を有する株主全員の合意および署名が求められています。

つまり、この場合、「議決権を行使した株主の3分の2以上」という特別決議の規定にかかわらず、全株主の同意を要求するに等しい実務となっているため、注意が必要です。

このような法律と実務の乖離を踏まえ、現地パートナーの選定や合併契約の締結には慎重を期する必要があります。

## (2) 取締役

### ア 取締役の定義

取締役とは、取締役会の構成員です（会社法 88 条 5 号）。取締役の中から、取締役会議長を選任します（会社法 127 条）。

### イ 取締役の資格

18 歳以上の法的能力のある自然人であれば、会社の取締役を務めることができます。定款または規則に別段の資格要件に関する定めがない限り、取締役には株主であることの資格要件はありません（会社法 120 条）。また、取締役の国籍要件・居住地要件も特段存在していません。

なお、カンボジア王国内の公務員は会社の取締役になることはできないと規定されています（公務員一般法に関する法律 35 条）。

### ウ 取締役の選任・解任・任期

取締役の選任は、株主総会の普通決議によります（会社法 118 条）。他方、取締役の解任は、株主の過半数の賛成により、株主総会決議を経る必要がない上、決議要件も異なるため、注意が必要です（会社法 124 条）。

取締役の任期は、別途定めない限り 2 年間であり、再任が可能です（会社法 121 条）。

### エ 取締役の人数

取締役の人数は、私的有限責任会社においては 1 名以上、公開有限責任会社の場合においては 3 名以上必要です（会社法 118 条）。

### オ 取締役の権限・義務

個々の取締役が会社の代表権を有するかなどは、会社法上明らかではありません。

取締役の権限のうち、一定の事項については、定款で定めるものとされています（会社法 119 条）。

取締役は会社に対して忠実義務および善管注意義務を負います（会社法 289 条）。また、取締役は、定時株主総会において、株主に対して同会計年度の計算書類を提出する義務があり（会社法 224 条）、この会計書類の提出に当たっては、取締役による承認と、監査役による報告書の添付が必要です（会社法 226 条）。

### (3) 取締役会

カンボジア会社法には、取締役会の設置義務について明記はされていません。もともと、取締役の選任は必須であり、取締役は取締役会の構成員であるため、必要的設置機関と考えるのが自然です。

取締役会は、原則として、カンボジア国内にて3ヶ月に1度以上開催することが義務付けられていますが、定款に規定した場合には、カンボジア国外、書面、電話による取締役会も可能とされています（会社法 128 条）。

取締役会の定足数は、全取締役の過半数です（会社法 131 条 1 項）。1名の取締役は1議決権を有し、決議要件は、出席取締役の過半数の賛成とされています。取締役会が開催された場合、議事録の作成、保存が必要とされています（同条 3 項）。実務上、取締役が1名の場合は、取締役による決議書という形式の書面が用いられています。

取締役会は、書面決議における全取締役過半数の賛成により、委員会を設置することができます（会社法 131 条）。委員会は取締役会の過半数により指名された1名以上の取締役によって構成されます（同条）。

### (4) 監査役

#### ア 監査役を設置義務

会社は、有価証券（株券を含む）の一般公開をしていない等の場合を除き、定時株主総会普通決議によって、監査役を選任することが義務付けられています（会社法 230 条、229 条）。すなわち、株式等を公開していない会社については、監査役を置かないことが認められています（会社法 230 条）。

#### イ 監査役資格

監査役は、個人または公認された会計事務所において活動する公認会計士である必要があります（会社法 88 条）。

#### ウ 監査役任期

監査役の任期は1年とされており、毎年の定時株主総会において選任する必要があります（会社法 229 条）。

#### エ 監査役義務

監査役は、会社法において要求される計算書類等について、株主に対して報告を行うために必要と認められる監査を行わなければならない、これに対して取締役、使用人等は監査役が必要とする会計帳簿等の各種資料・情報を提供しなければなりません（会社法 234 条）。

## (5) 会計監査

以下の 3 つの基準のうち 2 つを満たすすべての個人事業主または会社は、「カンボジア公認会計士・監査士協会（Kampuchea Institute of Certified Public Accountants and Auditors、「KICPAA」）」の監査士リストに登録され、独立性を有している会計監査人による監査を受ける必要があります（会社法、監査および会計業法に関する法律 16 条）。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間売上高 30 億リエル（約 75 万 US ドル）以上</li> <li>・ 総資産 20 億リエル（約 50 万 US ドル）以上</li> <li>・ 従業員数 100 人以上</li> </ul> |
|--|

他方、上記要件に該当しない会社については、会計監査を受ける必要はありません<sup>2</sup>。

[図表 3 カンボジアと日本における機関の制度比較]

	カンボジア	日本
株主総会	1 人以上の株主（私的有限責任会社においては 30 人まで）	1 人以上の株主
取締役	非公開有限会社：1 名以上 公開有限会社：3 名以上	1 名以上 (取締役会設置会社では 3 名以上)
取締役会	明記なし 公開有限責任会社：必要的設置機関	任意的設置機関
監査役（会）	株式等を一般公開している会社： 必要的設置機関	取締役会を設置している会社： 必要的設置機関

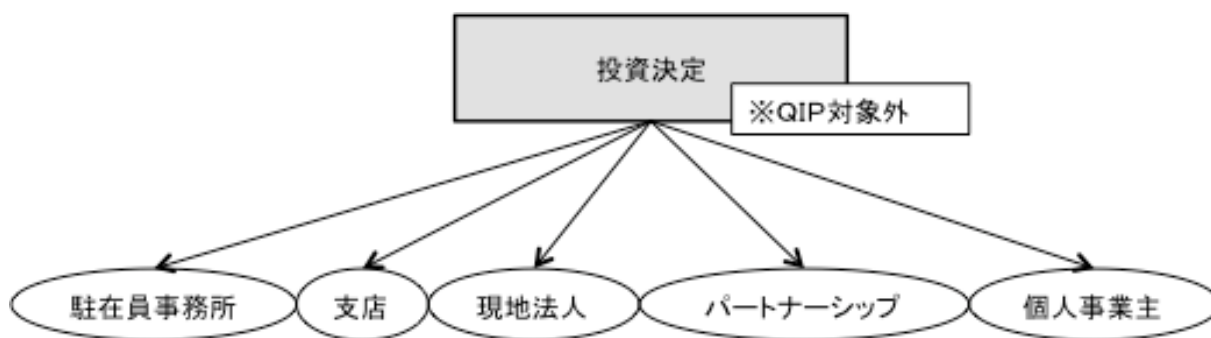
<sup>2</sup> QIP 取得企業は要件を満たさなくとも、監査を受ける必要があるため注意が必要です。



## 第5節 進出形態の選択

カンボジアに進出する主な形態には、主として、①駐在員事務所、②支店、③現地法人があります。この他、④パートナーシップ、⑤事業協力契約、⑥個人事業主などの方法があります。このうち、①から④については、カンボジア会社法において規定されています。

図表4 進出形態の決定



### 【実務上の留意点4】 QIPの適用に関する留意点

上記①から⑥のうち、投資法上、適格投資案件（Qualified Investment Project、以下「QIP」）の適用があるのは、③現地法人の形態だけであり、その他の進出形態においては適用されませんので注意が必要です。

## 1 進出形態の概要

### (1) 駐在員事務所

駐在員事務所は、主に本国企業との業務関連の連絡、情報収集を目的として設置されるカンボジア国内拠点です。

カンボジア国内で商品の売買やサービス提供、生産・建設活動などを行うことは認められていません。会社法 274 条によれば、その業務は市場調査の実施、展示会の開催などに限定されており、現地従業員との間の雇用契約、賃貸借契約、水道光熱費の契約等を除く契約の主体になることはできません。

駐在員事務所は、課税対象となる事業活動が認められていないので、法人税の課税対象とはなりません。従業員給与に対する個人所得税、各種源泉徴収税および年間事業税に対する課税は行われますので、注意が必要です。

ラオス等の他国で採用されている、駐在員事務所に対する期間的な制限・延長制限は、カンボジア会社法上は規定されていません。

[図表5 駐在員事務所に関するまとめ]

所在地	カンボジア国内の住所を商業省および租税総局に登録する必要があります。
駐在員事務所名	本店の商号を用い、本店の商号の前に「駐在員事務所 (Representative Office)」という名称を入れる必要があります (会社法 276 条)。
権利能力	本店への紹介を目的とする顧客との接触、商業情報・市場の調査、宣伝活動、連絡業務、本店を代理して行う現地顧客との契約に限られます。 雇用契約、賃貸借契約および水道光熱費の契約を除き、契約主体となることはできません (会社法 274 条。本店を代理して行う契約は除きます)。
税務	法人税については課税対象外、給与税、源泉徴収税については納税義務あり。

## (2) 支店

外国企業は、カンボジア国内で支店を通じて事業を行うことができます。

支店は、独立した法人格を有しておらず、債権債務は本国企業に直接帰属することになります (会社法 279 条)。

外国企業の支店の権利能力は、カンボジア法令により外国企業に対して禁止されている行為を行わない限りにおいて、内資企業と同様に定期的な物品の販売、製造、加工やサービスの提供を実施することができるものと規定されています (会社法 278 条)。

課税に関しては、原則的に現地法人と同様の納税義務を負います。

前述の通り、支店については、QIP の適用がありません (次に説明する現地法人のみ適用対象)。また、一部の許認可・ライセンスについても、支店には認められず現地法人形態とする必要があるため、注意が必要です。

カンボジア法ではすべての事業の拠点について支店として登録が必要となりますが、外国企業の支店は国内支店を持つことができず、また、同一外国企業の支店を複数登録することもできません<sup>3</sup>。そのため、カンボジア国内に複数の拠点を持って事業を行う予定がある場合には、支店ではなく、現地法人の形態を採る必要があります。もし支店形態で進出後、同一の外国企業で複数拠点を構える必要が生じた場合、支店の閉鎖と現地法人の設立・国内支店の開設をそれぞれ行う必要があります (後述 [実務上の留意点 5] 参照)。

[図表6 支店に関するまとめ]

所在地	カンボジア国内の住所を商業省および租税総局に登録する必要があります。
支店名	本店の商号を用い、本国企業の商号の前に「支店 (Branch)」という名称を入れる必要があります (会社法 281 条)。

<sup>3</sup> 同一グループの別法人の支店を複数持つことは可能です (例: 日本法人の支店とタイ子会社の支店)。

権利能力	現地法人と同様の権利能力が認められます（会社法 278 条）。
税務	現地法人と同様の納税義務を負います。

### (3) 現地法人

現地法人は、カンボジアにおける株式会社である有限責任会社<sup>4</sup>の形態となります。

現地法人はカンボジアに投資する際、最も多く用いられる形態で、多くの場合、海外法人の子会社として設置されています（下記の外国子会社）。

カンボジアにおいては、外国人または外国企業の 100%出資により有限責任会社を設立することができます。有限責任会社への出資比率には、100%カンボジア資本と、100%外国資本、そして、カンボジアと外国資本の合弁の 3 種類が存在しています。

外国人または外国法人が 51%以上の出資を行っている場合には、当該現地法人は外国子会社、カンボジア人またはカンボジア法人が 51%以上の議決権を保有する場合には内国法人と定義されます（会社法 283 条、101 条）。前述の通り、カンボジアは外資規制が緩やかであるため、外国子会社形態、特に 100%外国資本であるケースが大多数を占めます。

なお、額面株式制度を採用しており、最低資本金額は 400 万リエル（約 1,000US ドル、額面 4,000 リエルの株式を最低 1,000 株発行する必要があります。）となっています（会社法 144 条）。

[図表 7 現地法人に関するまとめ]

商号	固有の商号を設定することが可能です。ただし、利用したい商号が既に存在する、類似商号とみなされる等の場合には、商業省より認可がおりませんので、注意が必要です。
資本金	会社は 1 株あたり額面 4,000 リエル以上で、最低 1,000 株を発行するため、最低資本金は、400 万リエル（約 1,000US ドル）です。
有限責任	有限責任であり、株主の責任は各自出資した資本金の範囲に限定されます（会社法 285 条）。
所在地	会社はカンボジア国内の所在地を登録する必要があります。
取締役	私的有限責任外社の場合は 1 名以上、公開有限責任会社の場合は 3 名以上の取締役が必要です。  取締役は、自然人である必要がありますが、国籍や居住地に関する制限は存在しないため、全取締役がカンボジア非居住者であっても適法です。
税務	法人税、源泉徴収税、給与税、付加価値税（VAT）の納税義務があります。

<sup>4</sup> 有限責任会社には、株式を公募できない私的有限責任会社(Private Limited Company: 略称 Co., Ltd.)と、証券を一般公開できる公開有限責任会社(Public Limited Company: 略称 Plc.)があります。前者のうち、株主が一人の場合を単独株主私的有限責任会社(Single Member Private Limited Company)と呼びます（会社法 85 条、86 条）。一般的には、私的有限責任会社が用いられていますが、金融機関においては業法上、公開有限責任会社とすることが義務付けられています（両者の相違について、[図表 3 カンボジアと日本における機関の制度比較]もご参照ください）。

**【実務上の留意点5】 組織変更、解散・清算**

① 現在、カンボジアでは、駐在員事務所、支店、現地法人間の組織変更が認められていません。したがって、例えば駐在員事務所を設立後、事業活動を行うために支店または現地法人としたい場合には、駐在員事務所の閉鎖と、支店または現地法人の設立をそれぞれ行う必要があります。

② 解散・閉鎖に伴う清算手続については、駐在員事務所、支店、現地法人のいずれについても、商業省および租税総局での清算手続のほか、必要に応じて関係当局における手続を行うこととなります。

清算手続に関してネックとなるのは租税総局による税務調査であり、1年以上の期間がかかる点、未納税に対するペナルティを含む高額の追徴課税を課せられる可能性がある点が大きな懸念点として挙げられます。

清算手続に関する詳細については、「カンボジアにおける事業閉鎖の手続き集（独立行政法人 日本貿易振興機構、2018）<sup>5</sup>」をご参照下さい。

**【実務上の留意点6】 現地法人または支店どちらで進出すべきか**

カンボジア進出時、現地法人、支店での進出どちらがよいかという問題についてよくご質問を受けます。実務上、現地法人形態が多数ですが、下記表の通り、一概に回答を導くことは困難です。進出の際には、各事項の優位性について、会社の状況や事業内容などを総合的に勘案の上、進出形態を決定することが必要になります。

下記表の記号については以下の通りです。

- ・ > 現地法人での進出のほうが有利と考えられる場合
- ・ < 支店での進出のほうが有利と考えられる場合
- ・ = 相違がない場合

	現地法人	優位性	支店
活動範囲	(法令で禁止される行為を除き) カンボジア内国法人と同様	=	法令で外国企業に対して禁止されている行為を除き、内国法人同様、定期的な物品の販売、製造、加工やサービスの提供を実施することが可能
設立実務	・ 定款の作成、認証が必要 ・ 資本金の払込が必要	<	・ 定款の作成不要 ・ 資本金の払込が不要

<sup>5</sup> JETRO ウェブサイト (<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/02/6d80b89481837eac.html>) から取得可能。

会社法務	<ul style="list-style-type: none"> <li>株主総会の開催（年1回以上）</li> <li>取締役会の開催（3ヶ月に1回）</li> <li>株式譲渡や取締役交代時届出必要</li> </ul>	<	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会などの実施義務なし</li> <li>代表者変更の際には、届出が必要</li> </ul>
許認可	外資規制を除き制限なし	>	支店には認められないものあり
QIP 適用	適用可能	>	適用不可
債権債務	<ul style="list-style-type: none"> <li>間接有限責任であり、株主の責任は出資した資本金の範囲に限定<sup>6</sup></li> <li>現地法人は本国企業とは異なる別の法人格を有するため、本国企業はリスク回避可能性を有する</li> </ul>	>	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立した法人格を有しておらず、債権債務は本国企業に直接帰属（会社法 279 条）</li> </ul>
税務会計 <sup>7</sup>	カンボジア内国法人と同様（月次、年次決算報告義務有り）	=	カンボジア内国法人と同様（月次、年次決算報告義務有り）
労務	労働省への申請や届出が必要	=	労働省への申請や届出が必要
拠点展開	国内支店の設立が可能	>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支店の設立が不可能</li> <li>（本国企業の2個目の海外支店、支店の国内支店ともに不可）</li> </ul>
撤退	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務調査以外の手続については、難易度は高くない</li> <li>※解散・閉鎖時に租税総局による税務調査が実施されるが、解散・閉鎖時の税務状態によって難易度が変化</li> </ul>	=	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務調査以外の手続については、難易度は高くない</li> <li>※解散・閉鎖時に租税総局による税務調査が実施されるが、解散・閉鎖時の税務状態によって難易度が変化</li> </ul>

#### (4) パートナーシップ

パートナーシップは、医者、弁護士、会計士など専門家の事業に適した形態です。パートナーシップは複数の関係者間の契約で、一般パートナーシップと限定パートナーシップの2種類が規定されています。日本の会社法における合名会社が一般パートナーシップ、合資会社が限定パートナーシップに近い概念となります。

なお、実務上、パートナーシップという形態が利用されるケースは多くありません。

<sup>6</sup> 実務上、撤退に際して、法的整理（解散・清算手続）をとる場合には債務超過を解消する必要があり、その点を考慮すると、実質的には支店とあまり相違がないともいえます。

<sup>7</sup> 本国企業との関係で現地法人、支店での税務・会計処理が異なります。本国企業の税務・会計に精通している専門家にご確認されることをお勧めします。

## ア 一般パートナーシップ

一般パートナーシップは、2名以上の自然人または会社が事業を営むために一般パートナーシップ契約を締結することにより成立します。各パートナーは共同出資者として利益を共有し、事業運営を実施することができ、パートナーシップの債務について無限責任を負いません。

## イ 限定パートナーシップ

限定パートナーシップは、1名または複数の一般パートナーと、同じく1名以上の限定パートナーとの間においてパートナー契約を締結することにより成立します。一般パートナーは、パートナーシップを運営し、拘束されるのに対して、限定パートナーはパートナーシップの出資分についてのみ拘束を受けます（会社法 72 条）。つまり、限定パートナーは、出資に応じた金額または資産価値を限度として、責任を負うに留まります。また、限定パートナーは、その出資分に応じて利益を受け取り、債務に関しても出資金額もしくは資産価値を限度としてのみ責務を負います（会社法 64 条）。

## (5) 事業協力契約 (Business Cooperation Contract)

事業協力契約は、カンボジア政府または公的機関と共同事業を行い、その事業に出資する代わりに利益配分を受ける形態をいいます。新たに法人を設立するのではなく、事業活動から収益を分け合うという形態で、過去、数事例認められています。

## (6) 個人事業主 (Sole Proprietorship)

カンボジアでは法人等を設立せずに商業省での個人事業主登録をすることが認められています。

個人事業主登録の方が手続きが簡便な側面はありますが、事業の失敗などの場合に無限責任を負わなければならないというリスクもあります。また、2016年に改正された新課税制度下における納税者に該当する場合、月次税務申告が義務化されていますのでご留意ください。

[図表8 カンボジアへの進出形態のまとめ]

形態		特徴	長所	短所
駐在員事務所		<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業活動を行うことができない（ただし、本店への紹介を目的とする顧客との接触・本店を代理して行う現地顧客との契約については可）</li> <li>・本店と同一の法人格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社内組織や定款、会計の簡素化</li> <li>・法人税の発生なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・QIPの適用なし</li> <li>・本店への紹介を目的とする顧客との接触、商業情報・市場の調査、連絡業務、本店を代理して行う現地顧客との契約行為等、活動が限られる</li> <li>・課税対象となる事業活動は認められない</li> </ul>
支店		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本店と同一の法人格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社内組織や定款、会計の簡素化</li> <li>・（禁止業務を除き、）内国法人同様の業務を実施可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・QIPの適用なし</li> <li>・支店の債務は本店に帰属</li> <li>・本店の変更不可</li> <li>・国内支店の設置不可</li> </ul>
現地法人	私的有限責任会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株主1名以上 （株主が1名の場合は単独株主私的有限責任会社と呼ばれる）</li> <li>・取締役1名以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本国企業と別の法人格を持つため、本国企業はリスク回避可</li> <li>・株主の責任は払込金額に限定される</li> <li>・QIPの適用あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総会（1年に1回以上）、取締役会（3ヶ月に1回以上）開催による事務負担</li> </ul>
	公開有限責任会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株主1名以上</li> <li>・取締役3名以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（禁止業務を除き、）内国法人と同様の業務を実施可能</li> </ul>	
パートナーシップ		2名以上で設立可能	独立性・柔軟性が高い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・QIPの適用なし</li> <li>・利用されるケースは少ない</li> </ul>
事業協力契約 (BCC)		政府機関との契約関係が必要	政府から恩恵を得られる可能性あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・QIPの適用なし</li> <li>・業務範囲が限定されている</li> </ul>
個人事業主		-	登記費用が相対的に低廉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・QIPの適用なし</li> <li>・無限責任</li> <li>・許認可等によっては対象外となるものもあり</li> </ul>

## 第2章 拠点の設立に関する実務概要

本章においては、主として、2020年に導入された新商業登録制度下における外国企業によるカンボジアでの拠点設立（現地法人、支店、駐在員事務所の設立）についてご説明いたします。

まず、第1節において、設立手続の実務について説明いたします。そして、第2節以降において、その前提となる法的制度・概念、関連事項、注意点などについて、所管当局ごとに説明いたします（第2節商業省、第3節租税総局、第4節労働省）。

なお、本章の内容は、2021年2月時点の情報に基づくものですが、新商業登録制度下の実務はまだ安定した状態にあるとは言えず、様々な変更がなされる可能性や本マニュアルに記載とは異なる解釈・対応となる可能性があります。したがって、実際の拠点設立に際しては、最新の情報を確認されることをお勧めします。

### 第1節 新制度における設立手続概要

第1章第2節でご説明の通り、2020年6月から、カンボジアにおける商業登録手続（Business Registration）は、ワンストップのオンラインプラットフォーム（以下「新商業登録システム」）によりなされることとなりました。2020年6月10日付け政令第84号（Sub-Decree No. 84 on the New Online Business Registration Procedures）により施行されています。

新商業登録システムは、従来は順次別個の手続が必要であった①商業省での商業登録、②租税総局における税務登録、③労働省における事業所開設申告について、一括してワンストップでの申請を可能としたものです。手続のための公定費用も減額されています。

なお、2017年11月1日付け商業省令258号により、商業省における手続の代行を行うことができる代理人は、商業省においてトレーニング等を行い認定された代理人に限定されています。したがって、商業登録手続を外部に委託する場合、当該資格を持った者を選任する必要があります。

#### 1 新商業登録システムにおける設立手続

本項では、新商業登録システムにおける拠点設立の流れをご説明いたします。

##### (1) アカウント作成

まず、経済財政省が管理する CamDX と呼ばれるプラットフォーム上の新商業登録システム (<https://www.registrationservices.gov.kh/>) においてアカウントを作成します。

CamDigiKey というモバイルアプリケーションをスマートフォンにインストールし登録することで、アカウントを作成します。以降、QR コードをスキャンし、設定した PIN コードを入力することで、システムにログインできます。



## (2) 商号予約

商業登録に際して、まず、新商業登録システムにおいて、使用を予定する商号の予約が必要です。<sup>8</sup>

商号は、3つまで予約することができます。商号予約の有効期間は2週間で、一度のみ2週間延長が可能なため、合計4週間となります（2020年10月1日付け商業省通達2963号）。

商号予約費用は、商号一つにつき25,000リエル（約6.25USドル）です。

商号の選択に際して、商号には、他者の商号と類似するもの、公序良俗に反するものその他不適切なものは使用することができず、その判断は商業省によりなされるとされています（会社法92条3項）。したがって、商号予約においても、商業省がそのような商号に該当すると判断した場合、予約が拒否されます。商号予約の意味合いとして、当該商号について有効期間中に優先権を取得することがありますが、実務的には、商号使用が認められるかについて、商業省の審査を事前に受けるという効果がより大きいと言えます。なお、支店・駐在員事務所については、基本的には選択の余地はなく、本国企業名の前に「Branch of」、駐在員事務所については、「Representative Office of」という名称を付することとされています。

商号予約申請後、審査結果の回答までの期間は法定されていませんが、申請に対するシステムの自動回答メールには2営業日以内と記載されており、実務上もおおむね3営業日程度までに完了しているようです。

なお、新商業登録制度の導入以前は、有効期間・延長後の期間ともに3か月で、計6か月まで予約の効力を維持できました。新制度下では、商号予約確定後、当初の有効期間と更新期間の合計4週間以内に必要書類を準備のうえ、申請手続を完了することが必要となりました。一般的に、本国拠点において必要書類を作成・送付する必要があることから、この期間内に申請を完了できるよう事前に十分な準備をしておくことが望まれます。

## (3) 必要書類の準備<sup>9</sup>

必要書類の一覧は、以下に記載の通りです。すべての書類について、新商業登録システムでの登録申請時にはデータファイルをアップロードすることで足りませんが、本節2および本章第2節・第3節で後述の通り、追って原本の提出が必要となるものがあります。

登録申請は一括して一度のみとなりますが、概念上、商業省における登録と租税総局における登録のために必要な書類に分類されます（労働省に対する必要書類はありません）。

---

<sup>8</sup> 法令上は、商業登録申請と同時にできるとされていますが、拒否された場合に必要書類の再作成などが必要になるため、事前になされることが事実上必須です。

<sup>9</sup> 各書類にカンボジア拠点の押印が求められるため、印章の作成も必要となります。また、署名はすべて青色インクのペンですする必要があります。

なお、法令は必要書類の詳細について定めておらず、担当官ごとに判断が異なるような場合があります。書面に不備・不足がある場合には再提出による補完は可能ですが、スムーズに設立を進められたい場合は特に、外部専門家などに最新の情報を確認されることをお勧めします。

#### (ア) 商業省関係

商業省関係で必要となる書類は下記表の通りです（商業省令 2016 年 213 号参照<sup>10</sup>）。定款の有無などから、現地法人と支店・駐在員事務所とで若干の相違があります。

(商業省) 必要書類リスト：現地法人
i. 登録住所地の登記または賃貸借契約書 ii. 定款 iii. 取締役および株主／登録株主代表者 <sup>11</sup> のパスポートまたはクメール ID カード iv. 取締役の証明写真、株主／登録株主代表者の写真 (4×6cm、jpg または jpeg ファイル、3 か月以内に撮影、背景は白) v. 取締役および登録株主代表者の就任承諾書 vi. 株主が法人の場合、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定款*</li> <li>・ 法人登録証書（日本法人の場合、現在／履歴事項全部証明書*）</li> <li>・ 設立の決議書（通常は取締役会議事録）</li> </ul> vii. その他参考書類（既存の会社商号と似た名称を使用する場合、既存の会社からの使用許可書。その他、ライセンスを要する場合その関連書類など） viii. 設立手続についての委任状
(商業省) 必要書類リスト：支店・駐在員事務所
i. 登録住所地の登記または賃貸借契約書 ii. 代表者のパスポートまたはクメール ID カード iii. 代表者の証明写真（4×6cm、jpg または jpeg ファイル、3 か月以内に撮影、背景は白） iv. 代表者の就任承諾書 v. 本店の定款* vi. 本店の登録証書（日本法人の場合、現在／履歴事項全部証明書*） vii. 本店の設立の決議書（通常は取締役会議事録） viii. その他参考書類 ix. 設立手続についての委任状

\*印があるものは、日本語などの場合、英語に翻訳のうえ、公証役場での宣誓供述などが必要

#### (イ) 租税総局関係

租税総局への税務登録関係で必要となる書類は、下記表の通りです。

(租税総局) 必要書類リスト
----------------

<sup>10</sup> 後述の従来の商業省ウェブシステムにおける申請の要件について定めたものですが、現在のところ新登録システムに対応する法令がなく本商業省令に準じて判断されると考えられます。ただし、必要書類に若干の変更があります。

<sup>11</sup> 法人を株主として登録する場合、その代表者を登録する必要があります。これは、カンボジアにおける商業登録上の意味合いでの代表者であり、株主である法人の代表権を有する者であることは求められていません。現地法人の手続に関して株主としての署名が必要となる場合などには、当該登録名義人が対応することとなります。

- i. 固定資産の納税証明書（住所地が所有不動産の場合）
- ii. QIP 取得企業の場合はその証明書
- iii. 銀行口座証明書（税務登録後 15 営業日以内に提出）

#### (4) 必要情報の入力および書類アップロード

新商業登録システムにおいて、登録する拠点についての必要情報を入力し、上記の書類をアップロードします。前述の通り、登録申請は一度の手続で行われますが、登録情報についても必要書類同様、概念上は、商業省、租税総局、労働省それぞれの手続に必要となる情報に分類できます。

##### (ア) 商業省で求められる情報

商業省に関しては、以下の情報の入力が必要となります。現地法人については、これらの情報は定款の記載と一致している必要があります。

- i. 事業目的・事業活動
- ii. 登録住所
- iii. 事務所が賃借物件の場合その月額賃料
- iv. 連絡先情報（email アドレスおよび電話番号）
- v. （現地法人について）発行株式情報（種類株式、資本金）
- vi. 取締役／代表者情報（氏名、パスポート/クメール ID 情報、住所、email、電話番号など）
- vii. 株主情報（株主および登録株主代表者についての情報）／本店情報

上記のうち、iの「事業目的・事業活動」について、新商業登録システムの導入に伴い変更点があり、注意を要します。すなわち、商業省所定の項目から選択する形で、会社の行う事業を登録する必要があるのですが、登録できる事業目的は5つが上限となりました（従来は制限なし）。そして、選択した項目に対応するパテント登録・パテント税の支払い義務が生じることとなりました（従来は現実には事業を行うもののみ）。したがって、会社の事業目的の登録に際しては、実際に行う可能性がある項目を吟味して登録する必要があります。

現地法人の場合、定款に事業活動を記載することが必須ですが、「事業目的・事業活動」は定款記載の事業活動に含まれていることが必要となります（定款について、後述第2節1参照）。

##### (イ) 租税総局で求められる情報

租税総局に関しては、以下の情報の入力が必要となります。

- i. 会計年度
- ii. 従業員情報（想定採用人数・想定総報酬額）
- iii. 事業所の看板（既に設置している場合に画像を提出）
- iv. 想定売上金額
- v. パテント登録上の名義人
- vi. 所在地不動産の固定資産情報

上記のうち、i「会計年度」の選択については、注意を要します。本項目は、システム上、選択式となっており自由に設定できます。しかしながら、2021年2月時点では、租税総局の運用上、税務登録時に12月決算以外を選択した場合、承認が受けられません（後述第3節1参照）。

(ウ) 労働省で求められる情報

労働省に関しては、以下の情報の入力が必要となります。

<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 想定従業員人数</li> <li>ii. 所定勤務時間（週）</li> <li>iii. 週休</li> </ul>
--

(5) 手続費用の支払い

上記の完了後、手続費用の支払いをすることとなりますが、これも新システムでの一括の支払いで完了します。ABA PAY（ABA銀行の決済システム）、クレジットカード・デビットカードでの支払いが可能とされていますが、現時点ではABA PAYのみに対応しているようです。

手続費用の明細は下記の通りです。前述の通り、新商業登録システムの導入を経て、従前より減額されています（商業省：2020年3月23日共同省令333号、租税総局：前述政令第84号、労働省：2020年3月27日共同省令335号）

商業省・租税総局・労働省それぞれにおける手続費用	
商業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 商号予約費用：25,000 リエル（約 6.25US ドル）／商号</li> <li>ii. 商業登録費用：1,010,000 リエル（約 252.5US ドル）</li> </ul>
租税総局	<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 税務登録費用：400,000 リエル（約 100US ドル）</li> <li>ii. パテント税<sup>12</sup>（1項目ごと） <ul style="list-style-type: none"> <li>中規模納税者：300,000 リエル（約 75US ドル）</li> <li>大規模納税者：売上 100 億リエル以下：750,000 リエル（約 187.5US ドル）</li> <li>売上 100 億リエル超：1,250,000 リエル（約 312.5US ドル）</li> </ul> </li> </ul>
労働省	事業所開設申告：120,000 リエル（約 30US ドル）

<sup>12</sup> カンボジア税法上、小規模納税者・中規模納税者・大規模納税者という分類がありますが、外国企業の駐在員事務所は中規模納税者、外国企業の支店・子会社は大規模納税者となります。後述のようにパテント税は登録初年度は半額に減額されており、上記金額は減額後になります。

## (6) 登録完了までの期間

申請後、審査に要する期間は、商業省に3営業日、租税総局に4営業日、労働省に1営業日とされています。新商業登録システムはワンストップシステムであるため、登録申請をしたあと、不備などが無い限り、自動的に次の手続に進みます。したがって、法令上は、申請後8営業日以内に登録が完了すると想定されているといえます。

もっとも、実務上、2021年2月時点では、15営業日程度を要していることが多いようです。

## (7) 登録完了の効果

新商業登録システムでの登録が完了することにより、商業登録、税務登録、事業所開設の承認の効果が生じます。もっとも、税務登録に関しては、税務登録から15営業日以内に、銀行発行の銀行口座証明書を本システムで提出する必要があるため、これを怠ると自動的に税務登録が撤回されると定められているため（政令第84号9条3項）、注意が必要です。

また、新商業登録システムでの登録完了後、同システムから、下記表の書類のダウンロードが可能となります。

登録完了時に取得可能となる書類一覧	
商業省	設立証明書 (Certificate of Incorporation) 商業登録情報 (Company Extract、クメール語版・英語版)
租税総局	パテント税証書 (Patent Tax Certificate) VAT 登録証書 (Certificate of Tax Registration) 税務登録 ID カード (Tax Registration Identification Card) 税務申告の通知書面 (Notification Letter on Tax Obligation)
労働省	事業所開設申告 (Declaration of Opening of Enterprise) の承認書

## 2. 登録完了後の各省庁における手続

前述の通り、新商業登録システムでの登録完了をもって、商業登録、税務登録、事業所開設の承認の効果が生じます。

しかしながら、現時点では実務上、この登録完了後さらに、商業省、租税総局、労働省において、それぞれ別途の手続が求められています。特に、租税総局における手続は、新商業登録制度導入以前と同様の煩雑な手続を要求するもので、代表者が必ずカンボジアを訪問する必要があるなど、新商業登録制度導入のメリットを大きく減殺するものとなっています。

### (1) 商業省における手続

新商業登録システム導入前から、商業省での商業登録は、商業省の商業登録用オンラインシステムが使用されており、商業登録情報は、同システムで公開されています（以下「商業省ウェブシステム」 (<https://www.businessregistration.moc.gov.kh/>)）。しかしながら、商業省ウェブシステムは、新商業登録システムと連動していません。そのため、現状、申請者は、新商業登録システムによる設立手続の完了後、商業省ウェブシステムでの登録を別途行うことが必要となっています。詳細は本章第2節をご参照ください。

### (2) 租税総局における手続

従前、拠点の設立に際して、カンボジア拠点代表者（取締役会議長または会社のオーナー）が税務登録のために租税総局に出頭し、顔写真の撮影および指紋登録を行う必要がありました。新商業登録制度では上記の通り、オンラインでの申請のみで設立が完了し、税務登録の効果も生じます。

それにもかかわらず、租税総局は、新商業登録システムでの登録完了後に、税務登録のために代表者の出頭を求めるなど、新制度導入以前と同様の手続を求める運用を行っています。必要書類などの対応が煩雑で、カンボジア拠点の代表者がカンボジアを訪問する必要があることなどから、新商業登録システムのメリットを大きく減殺するものとなっています。

詳細は本章第3節をご参照ください。

### (3) 労働省における手続

労働省において拠点の設立時に必要となる手続として、新商業登録システムによりカバーされている事業所開設申告のほかに、会社台帳登録に関する申請および従業員給与台帳登録に関する申請が存在します。

また、設立後、従業員を雇用する場合、国家社会保険基金（NSSF）での登録、従業員雇用に関する届出、8名以上の従業員を雇用する場合は従業員代表の登録や就業規則の作成・提出などが必要となりますが、これらは新商業登録システムに統合されておらず、別途労働省に対して申請することとなります。

詳細は本章第4節をご参照ください。

## 3. 新制度の問題点 登録情報の更新

本節1の通り、新商業登録システムの導入により、基本的には、拠点の設立時の手続は改善され、所要期間が大きく短縮されることとなりました。しかしながら、本節2の通り、設立後に求められる手続が別途存在し、総合的な負担という意味では、軽減されたとはいえません。

また、関係法令により、登録情報（取締役／代表者・株主・資本金・住所・商号等）の変更に際しては、各所管当局に対し手続を行うことが求められていますが、新商業登録システムはこの手続をカバーしていません。すなわち、新商業登録システム導入前と同様、商業省、租税総局、必要に応じて労働省などへの手続を行う必要があるということになります。この手続は、順次、所管当局ごとに行うことを求められ、各種書類は基本的に原本を提出する必要がある煩雑なものです。そして、所要期間としては、商業省での申請から租税総局での手続の完了まで、一般的に2～3か月程度を要します。

以上のことから、新制度導入による手続改善は、設立時のみに対応した不完全なものであるといえます。2021年2月時点では、登録情報の更新について、新商業登録システムへの統合を計画しているとの情報はありますが、早急な改善が望まれます。

## 第2節 商業省における手続関係事項

本節では、商業省における手続関係事項として、定款および商業省ウェブシステムにおける商業登録についてご説明いたします。

### 1 定款 (Articles of Incorporation / Statute)

現地法人については、定款の作成が必要となります。定款は、カンボジア語で作成する必要があり、英語版も併せて作成、申請することが一般的ですが、公式な書面はカンボジア語版であって、英語版は参考資料としての意味しか持たないため、注意が必要です。

定款とは、会社の組織や活動を定める会社の根本規則で、会社の設立に際して作成することが必須ですが、以下の事項を記載することが義務付けられています（会社法 93 条）。

定款への必要記載事項 <sup>13</sup>
<ul style="list-style-type: none"><li>i. 会社の商号</li><li>ii. カンボジア国内の登録住所地</li><li>iii. 会社の目的と事業の範囲</li><li>iv. 資本金総額</li><li>v. 株式の種類、発行可能株式総数、1株あたりの額面価格およびその他株式に関する情報</li><li>vi. 各株主の氏名と住所</li><li>vii. 取締役の人数、またはその最大・最低人数</li></ul>

上記 iii 「会社の目的と事業の範囲」として、定款に商業省所定の事業活動を列挙することとなりますが、ここでは数の制限はなく、可能性のある事業活動すべてを記載することが可能です。他方、前述のとおり、新商業登録システム申請に際しては、会社の事業活動は 5 つが上限となっています。

カンボジアにおける定款作成の際、実務では、商業省から定款フォーマットが提供され、これに基づき作成されることが一般的です。もっとも、商業省のフォーマットには、明らかに法令に適合していない条項や、そもそも意味が取れないような条項が相当数含まれています。現在のところこれらに起因して実務上問題が生じることは稀ですが、このようなフォーマットに基づき定款を定めることに抵抗がある場合、当該フォーマットを修正し、あるいは別途作成することも可能です。もっとも、商業省の担当官の判断によっては異なるフォーマットを用いることが拒絶される、登録事項との対応関係をわかりやすく記載しない場合に修正・再提出を求められる、など

<sup>13</sup> 会社法上は、授権資本制度を採用し、取締役についても記載不要と読めます。しかし実務上、上場会社を除き、発行可能株式総数の概念はなく定款に発行済株式総数の記載が必須であり、個々の取締役の名称の記載も必須となっています。



により設立がスムーズに進まない事態が懸念されるため、事前に十分な検討が望めます。

## 2. 商業省ウェブシステムにおける登録

前述の通り、新商業登録システム導入前から、商業省は商業登録用のオンラインシステムを有しています（「商業省ウェブシステム」 (<https://www.businessregistration.moc.gov.kh/>)）。商業省ウェブシステムには、商業登録されている法人・個人事業主などが公開されており、第三者も検索、閲覧が可能です（もともと、株主情報・資本金などは公開されておらず、当該事業者の専用アカウントを用いてログインしなければ確認できません）。

商業省は、新商業登録システム導入後も、商業登録管理のため、商業省ウェブシステムを継続使用しています。しかしながら、商業省ウェブシステムは、新商業登録システムと連動していません。

そこで、現状、申請者は、新商業登録システムによる商業登録手続の完了後、商業省ウェブシステムに登録するために、登録申請書（取締役全員の署名と会社印押印が必要。添付書類として写真・パスポート／クメール ID カードの写し）、新商業登録システムから取得した設立証明書・商業登録情報などを商業省に提出し、商業省の承認を受けることが必要となっています<sup>14</sup>。申請費用は 160,000 リエル（約 40US ドル）で、承認までの期間は 1 か月程度を要します。

---

<sup>14</sup> 厳密には、法令上、設立後の届出が義務付けられているわけではありません。前述の通り、登録済みの企業情報の変更は商業省ウェブシステムを通じて行う必要があります（第 1 節 3 参照）。そして、法令上求められる企業情報の変更の際には、その前提として、まず、変更前の情報でもって、同システムに商業登録されていることが必要となります。したがって、いずれ必要になる可能性が高いため、設立段階において、新商業登録システムでの登録後、商業省ウェブシステムでの登録も行っておくことが望ましいと言えます（変更時に登録しようとした場合、設立時の代表者の署名が取得できない場合など、対応が困難となる可能性もあります）。

### 第3節 租税総局における手続関係事項

本節では、租税総局における税務登録手続に関係する事項について説明いたします。

税務登録手続は、「税法（Law on Taxation）」、「税務登録に関する省令（Prakas of Tax Registration）」やその他租税総局発行の関連細則や通達によって規定されています。

#### 1 会計年度

カンボジアにおける公定の会計年度は12月決算（1月から12月期）であり、私的機関の事業年度・会計年度も12月決算を原則としています。新商業登録システムには会計年度を選択する項目がありますが、設立時点では12月決算のみが認められています。親会社・本店の事業年度がこれと異なる場合のみ、当該事業年度に合わせる変更が認められていますが、設立後に別途租税総局に対し会計年度の変更の申請が必要です。この手続には、通常、数か月を要します。

前述の通り、新商業登録システムでは任意の期間を選択できますが、現時点での実務上は認められていないため、注意が必要です。

#### 2 付加価値税（VAT）の登録

すべての事業者は、VAT登録を行う必要があるとされています（税法59条、60条、付加価値税に関する政令第2条）。

新商業登録システムにおける税務登録により、VAT登録は完了し、税務登録番号(VAT TIN)が付与され、VAT登録証書(Certificate of Tax Registration)が発行されます。

#### 3 パテント税

パテント税とは、納税者の事業活動に対して課税される税金です（2015年12月25日付けパテント税の回収管理のルールおよび手続に関する経済財政省令第1821号第4条）。

パテント税上の区分に従い、複数の事業活動を行う納税者は、それぞれの事業活動についてパテント登録をし、パテント税を支払わなければなりません。主要な事業活動を補助するその他の活動は、主要な事業活動に含まれるものとみなされます。

同一の事業活動であっても、異なる複数の場所（市または県）において事業所（支店、倉庫、工場）を有する納税者は、当該市または県においてそれぞれのパテント税を支払わなければなりません。同じ市または県内において複数の事業所を有する場合は、別途パテント税を支払う必要はありません。

パテント税の登録も、税務登録初年度については、新商業登録システムによりカバーされることとなりました。

もともと、パテント登録は、各年度更新手続きが必要です。翌年度以降は1月から3月の間に更新し、パテント税を支払う必要があります。

パテント税の金額は、以下のとおりです。なお、税務登録初年度については、前述の政令第84号により、半額に減額されています(9条2項)。

- ・ 小規模納税者の納税金額は、200,000リエル(約50USドル)
- ・ 中規模納税者の納税金額は、600,000リエル(約150USドル)
- ・ 大規模納税者の納税金額は、売上100億リエル以下は1,500,000リエル(約375USドル)、売上100億リエル超は2,500,000リエル(約625USドル)

#### 【実務上の留意点7】 パテント登録に関する注意点

##### ① 商業省での事業目的登録とパテント項目の対応

2020年の新商業登録システム導入以前は、商業省の事業目的は数多くの項目を設定し、その中から実際に事業を行うパテントを取得することが可能でした。

しかし、新商業登録システム導入後は、商業省の事業目的に対応するパテントについては取得義務が生じ、パテント税を支払う必要が生じます。したがって、商業省での事業目的の選定に際して、対応するパテントの取得が必要となることを考慮する必要があります。

##### ② パテント項目の選定

取得予定のパテントが当該企業の事業活動をカバーしている必要があります。

2015年に租税総局によって具体的な事業区分が導入される以前は、できるだけ少ないパテントでできるだけ多くの事業をカバーできるよう、パテントに表示される事業目的を抽象的な文言で設定することが可能でした。しかし、具体的な事業区分の導入後は、事業内容が細分化され、細分化された事業内容ごとにパテントを取得する必要があります。例えば、以前は「貿易(Import and Export)」、「コンサルティング(Consulting)」という記載での登録が認められていましたが、現在は、貿易ではどのような物品を輸出入するのか、コンサルティングではどのようなコンサルティング業務を提供するのかなど、具体的な文言を入れ、物品・コンサルティングの内容ごとにパテントを取得する必要があります。この点につき、税務調査時等の機会において、請求書と登録しているパテントの事業目的内容が一致しない場合、当該取引に関連して租税総局からパテントの追加取得を要求される事例が見受けられます(指摘内容はかなり恣意的です)。具体的な指摘内容には、例えば以下のものがあります。

- ・ 請求書の発行年から遡ってパテントの取得要求
- ・ 未納のパテント税に対する追徴課税の要求
- ・ 月次税務申告書類の受理の拒否

上記のような事態に直面しているケースがありますので、パテント登録における事業目的内容の選択には、注意が必要です。

#### 4 銀行口座登録

カンボジア国内に拠点を有する事業者は、カンボジア国内銀行に銀行口座を開設する必要があります。口座開設に際しては、カンボジア拠点の代表者が銀行に出頭することを求められる場合が多いようですが、2021年2月時点において、一部の銀行は代表者が出頭しない方法での口座開設にも対応しています。

前述の通り、新商業登録システムでの税務登録完了後、15営業日以内に銀行口座証明書（当該事業者が銀行口座を有することを証する銀行名義のレター）を同システムを通じて提出する必要があります。

#### 5 税務登録後の手続

新商業登録システム導入前の手続においては、商業省に提出したものと同一の書類も含めて、各書類の原本・写しを租税総局に持参し提出する必要がありました。

また、税務登録のためには、取締役会議長または会社のオーナーが National Tax School（租税総局の一部門）に出向き、顔写真の撮影および指紋の登録を行う必要がありました（2016年4月6日付け経済財政省令第496号第7条）。

新商業登録システムは、オンラインでの申請・電子ファイルの提出により設立関係手続を完了させることを企図しており、その趣旨からは上記手続はいずれも当然に不要とするものであると考えられます。また、新システム導入後に発令された2020年8月14日付け経済財政省令701号「税務登録情報の登録および更新について」は、税務登録情報が不十分な場合のみ、代表等呼び出し、必要情報の提供や書類の提出、写真撮影や指紋の登録を行うことを求めるとしています。

実際に、2020年6月の新商業登録システムの導入直後は、租税総局も、新商業登録システムでの税務登録後、別途の手続を求めていませんでした。しかし、租税総局は、そうした方針を同年秋頃に転換し、2021年2月時点での実務においては、全件について、従前と同様、関連書類の原本・写しの提出、および代表者等呼び出しでの写真撮影や指紋の登録を行うことを求める運用としています。

当該手続を履行しないことにより税務登録の効果が失われるわけではないですが、上記省令701号によると、租税総局の指示に応じなかった場合、事業者や代表等の情報がブラックリストに掲載され、義務の履行を完了するまでカンボジアでの税務登録ができないというペナルティがあるほか、租税実務において不利益な扱いが課される懸念があります。

このように、租税総局の方針は、新商業登録システムの効果を大きく減殺するものとなっており、改善を求める声が上がっています。

上記の現時点の運用において提出を求められる関連書類は、下記表のとおりになります。

## 租税総局提出必要書類リスト（原則、原本および写しが必要）

- i. 設立証明書
- ii. 定款（現地法人のみ）
- iii. 取締役／代表者および株主／登録株主代表者のパスポートまたは ID カード
- iv. 取締役／代表者の証明写真、株主／登録株主代表者の写真
- v. 取締役／代表者および登録株主代表者の就任承諾書
- vi. 取締役／代表者の居住証明書<sup>15</sup>
- vii. 登録住所地の登記情報または賃貸借契約書
- viii. 委任状
- ix. 銀行口座証明書
- x. 税務登録申請書

### 【実務上の留意点 8】 バーチャルオフィスやアパート物件での登録の可否・懸念事項

① 実務上、バーチャルオフィス（事務所としては実体がなく、登録用の事務所住所のみを借用するケース）を用いる手法による商業登録が行われています。しかしながら、バーチャルオフィス使用に関する懸念事項として、以下が挙げられます。

#### ア 税務リスク

実体がないため、業種によっては、監査の際に指摘を受ける可能性があります。例えば、貿易事業者の場合、監査の際に仕入物品や固定資産のチェックが事務所で行われる可能性があるため、その際の指摘リスクが残ります。

また、賃料がゼロもしくは低額すぎる場合に、租税総局から賃料に対する源泉徴収税（10%）のみなし課税が適用されたケースがあります。

#### イ 転貸リスク

バーチャルオフィスの場合、ほとんどのケースが転貸という形態となります。転貸人が倒産したり、転貸借契約の基礎となる賃貸人と賃借人（転貸人）の賃貸借契約が終了したりした場合、登録住所の変更を余儀なくされる可能性があります。その場合において、各種登録変更にかかる費用負担のリスクが残ります。

② アパート物件など集合住宅の一室を所在地として商業登録を進める場合、デスクやパソコン等事務所としての最低限の外観を備えるよう求められる事例や、稀ですが、租税総局で登録を拒否される事例が発生していました。会社の住所登録をアパート物件で進めようとする場合、物件のオーナーが固定資産税を払っていない場合や、オーナーが納税証明書や固定資産の情報を開示しない場合もあるため、賃貸借契約締結の前に商業登録の可否についてオーナーに対し確認をすることが重要です。

<sup>15</sup> 非居住者取締役はカンボジア法上、適法なものとして認められています。非居住者取締役は居住証明に代えて、海外に居住している旨を記載した書面を作成・提出する運用となっています。

## 第4節 労働省における手続関係事項

本節では、労働省での拠点設立手続に関する事項について説明いたします。

### 1 事業所開設時に必要となる手続

拠点設立時、基本的に以下の3つの手続が常に必要となります。

これらのうち、新商業登録システムでカバーされているのは(ア)事業所開設申告のみで、(イ)会社台帳登録と(ウ)従業員給与台帳登録については、後述の労働省のシステムを使って別途申請する必要があります。

#### (ア) 事業所開設申告 (Decralation of Opetning Enterprize: DOE)

カンボジア労働法が適用されるすべての事業者は、事業所を開設する際、労働省に対し、事業所開設申告を行う必要があるとされています(労働法 17 条 1 項)。事業所開設申告は、労務関係のすべての手続の出発点となります。申請費用は前述のとおり 120,000 リエル (約 30US ドル) です。

なお、事業所開設申告の承認書には、新商業登録システムにおいて入力した想定従業員人数、所定勤務時間、週休が記載がされます。

#### (イ) 会社台帳登録 (Enterprise Book Registration) に関する申請

会社台帳 (労働省が監査の際に監査内容を記載するための台帳。事業所での備置が求められる) を発行するための手続です (労働法 20 条)。申請費用は 80,000 リエル (約 20US ドル) で、手続後 7 営業日で完了するとされます。

#### (ウ) 従業員給与台帳登録 (Registration of Payroll Book) に関する申請

従業員の給与を記載する台帳を発行するための手続です (労働法 39 条)。通常は、給与台帳に代わって会計システムなどで管理をしますが、別途システムを利用することに対する許可を得る手続が必要です (労働法 41 条、Approval of E-payroll)。申請費用は 80,000 リエル (約 20US ドル) で、手続後 7 営業日で完了するとされます。

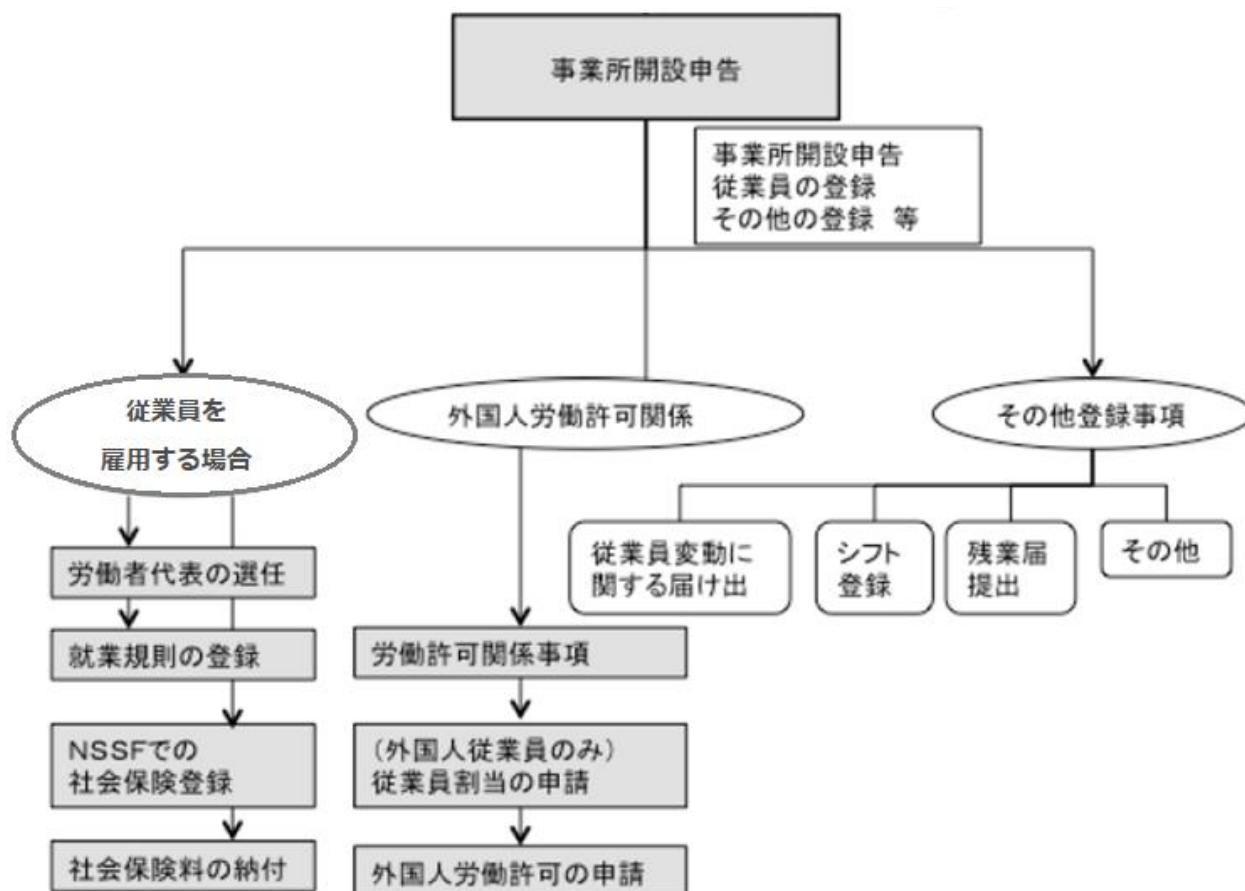
### 2 その他の手続

従業員を雇用する場合には、上記 1 の手続の後、下記フローのような各手続が必要となります。具体的事項については「カンボジア労務マニュアル<sup>16</sup>」をご参照ください。

---

<sup>16</sup> JETRO ウェブサイトを参照のこと。  
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/02/2f93394708b21d1d.html>

[図表 9 労働省での申請登録フロー]



### 3 労働省申請システム

従来から労働省への一部の申請については、すでに労働省のシステムを用いてなされていましたが、2021年1月から、労働分野の各種手続について、全面的に労働省の管理するシステム (<https://lacms.mlvt.gov.kh>) を用い申請することとなりました (2020年12月31日付労働省令430号)。ただし、所管が労働省本庁ではなく、市・州の労働局などになる場合、2021年5月以降の切り替えになるとされています。